

奈良県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、令和五年七月十一日富雄川筋字十ヶ土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）の計画変更について認可した。

令和五年七月二十一日

奈良県知事 山下 真